

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

次の時代も、新機軸とともに  
70  
Anniversary  
労働新聞社

# 安全スナップ

## 特集Ⅰ

### 要注意足場を見える化

#### 確認徹底し第三者災害防止図る

長谷工コーポレーション

(仮称) 高田プロジェクト新築工事

## 特集Ⅱ

### 金属アーク溶接等作業

#### マスクの密着具合を確認


中災防

## ニュース

### 荷役作業の安全対策徹底へ

厚労省 陸運業に副大臣が要請

電子版はカラーでご覧になれます!!  
電子版登録(無料)のお問い合わせは

 0120-972-825

安全衛生動画レポートも配信中です

No.2389

2021

11

1



## 社労士が教える

# 労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21  
横浜社会保険労務士事務所  
所長 横沢 宏和  
長野会

第333回

振動工具を1年使用し手指にしびれ

### ■ 災害のあらまし ■

道路舗装工事会社のS道路有限会社に勤務するH（35歳）は、10年以上にわたって道路の建設や補修工事に従事してきた。ここ1年あまりは、以前の従事者が退職したため、代わって振動工具であるコンクリートブレイカーを扱う業務に従事することが多かったが、近ごろは1日4～5時間程度これを使用する日が、ほとんど毎日のように半年ほど続いていた。

最近になって手指と前腕にしびれ、痛みを感じるようになってきたことから、Hからの申し出により労災として、病院にかかることになった。

### ■ 判断 ■

振動障害には、1日当たりの時間数など、業務起因性を判断する基準が定められているが、その基準に該当したため、業務上の災害として認められた。

### ■ 解説 ■

振動障害とは、工作機械や工具などが身体各所に与える振動によって引き起こされる健康障害の総称である。

岩石やコンクリートの破砕作業、土木建設などにおける鉋締め作業、林業における伐採作業など、振動工具を使用する業務に長期間にわたって従事する労働者はかかりやすい。

具体的には手指や前腕のしびれ・痛み、筋肉痛、肘関節や肩関節の障害といった形で現れる。このような業務を相当期間にわたって行っているのであれば業務上災害として振動障害に被災する可能性は高いといえるが、振動障害として現れる症状には業務との関連性がなくして発生するものもあ



る。このため、業務起因性を判断するために次の基準が定められている。

「振動障害に関する認定基準」（昭52・5・28基発307）

振動工具を取り扱うことにより身体局所に振動ばく露を受ける行に従事する労働者に発生した疾病であって、次のイおよびロの要件を満たし、療養を要すると認められるものは業務上の災害としての疾病と認められる。

イ 振動業務に相当期間従事した後に発生した疾病であること

ロ 次に掲げる要件のいずれかに該当する疾病であること

i 手指、前腕などにしびれ、痛み、冷え、こわばりなどの自覚症状が持続的または間欠的に現れ、かつ次のaからcまでに掲げる障害すべてが認められるか、またはそのいずれかが著明に認められる疾病であること。

a 手指、前腕などの抹消循環障害

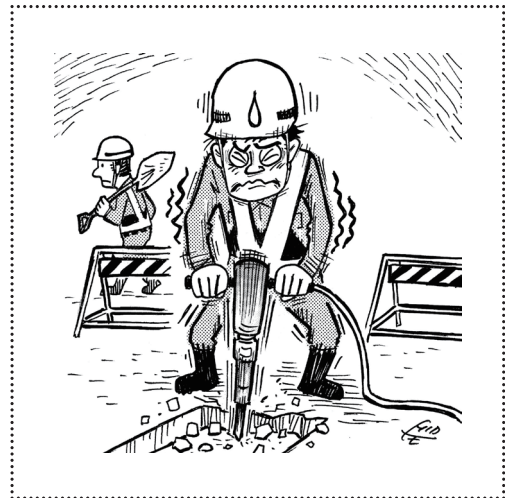
b 手指、前腕などの抹消神経障害

c 手指、前腕などの骨、関節、筋肉、腱などの異常による運動機能障害

ii レイノー現象（白ろう現象）の発現が認められた疾病であること。

なお、「相当期間」とはおおむね1年以上を指すが、1年に満たない場合であっても振動工具の使用期間が長い場合、休憩時間または休止時間が少ない場合、未整備の振動工具を使用している場合、未熟練のため振動工具を過度の握力により保持しているなどの場合にはやはり振動障害が発生する可能性があるため、次の点を考慮し、個別に業務起因性を判断することとされている。

イ 振動工具の1日当たり使用時間数、1カ月当たり使用日数、使用月数、一連続



使用時間数、延使用時間数、寒冷期における使用頻度ならびに休憩時間または休止時間およびその配分

ロ 振動工具の種類、その振動の加速度、振動数および振幅ならびに振動工具の重量および整備状況

ハ 作業環境（温度条件など）、作業姿勢、作業熟練度および保護具（手袋、耳栓など）の使用状況

ニ イからハまでに掲げる事項のほか個別の事案に応じて必要と認められる事項

以上の基準により、本件でHは、手指、前腕などのしびれの症状発症前1年にわたって振動工具を扱う業務に従事しており、1日当たりの時間数、1カ月当たりの使用日数および延使用時間数などを考慮された結果、業務起因性があると認められた。

厚労省の振動障害等の防止に係る作業管理のあり方検討会報告書によると、近年、振動の強さおよび振動ばく露時間を考慮した考え方が広く取り入れられ、防振型の電気グラインダー、電動ハンマーなどの低振動、低騒音の工具が開発されてきており、これら工具の普及を図ることは、振動障害などの防止に資するとしている。

◇ SR アップ 21 : [www.srup21.or.jp](http://www.srup21.or.jp)